

## 滋賀県済生会公告第 11号

済生会滋賀県病院医療情報システム調達に係るプロポーザル実施要領

## 1. 目的

この実施要領は、済生会滋賀県病院医療情報システムの調達に係るプロポーザル企画提案に関する事項を示すものである。

## 2. 概要

## (1) 件名

済生会滋賀県病院医療情報システム調達業務

## (2) 発注者

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会支部滋賀県済生会 支部長 堺井 拓

## (3) 内容

「済生会滋賀県病院医療情報システム要求仕様書」のとおり  
(3月9日～17日 病院において配布)

## (4) 納期

令和6年10月末までに本稼働開始

※本稼働日については、契約ベンダ決定後に協議の上決定する。

## (5) 設置場所

〒520-3046 栗東市大橋二丁目4-1 済生会滋賀県病院

## (6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 3. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する事業者は、公告日現在において次の要件のすべてを満たすこととする。

- ア 社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会の本部及び支部・施設が所在する都道府県の建設工事、測量、建設コンサルタント等及び委託、役務並びに物品調達に関する入札参加登録資格を得ている者であること。
- イ 本件公告の日から契約候補者決定の日までの間に、公的な機関から指名停止の期間がない者であること。また、契約候補者決定の日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者でないこと。
- ウ 契約候補者決定の日において、会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続の開始、若しくは更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- エ 提案書提出日において、令和2年4月1日以後に、全国の300床以上の病院に於いてパッケージ型電子カルテシステムの納入実績を有すること。なお販売代理店による契約は実績に含まないものとする。
- オ 従来の医療情報システムに関する知識に加え、情報システムの安全性・拡張性等を理解した専門的スキルを有するチームで対応できること。

## 4. 手続き等

## (1) 日程

本プロポーザルを下記日程で行う。

- |            |              |
|------------|--------------|
| ア 公告       | 令和5年3月8日(水)  |
| イ 要求仕様書の配布 | 令和5年3月9日(木)  |
| ウ 参加申込提出期限 | 令和5年3月17日(金) |
| エ 質問書提出期限  | 令和5年3月20日(月) |

- オ 質問に対する回答 令和5年3月24日(金)
- カ 企画提案書提出期限 令和5年4月7日(金)
- キ プレゼンテーション審査 令和5年4月下旬
- ク 審査結果通知 令和5年5月初旬

(2) 参加申込

本業務のプロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記の提出書類を提出してください。

ア 提出書類

提出書類	様式	提出部数
プロポーザル参加申込書	様式1	1部
会社概要	様式2	1部
会社概要資料(パンフレット等)	任意様式	1部
過去に受注した同様な業務実績	様式3	1部

イ 提出期限 令和5年3月17日(金)

※ なお、提出可能時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

ウ 提出方法

済生会滋賀県病院5階情報システム課へ直接持参、提出してください。

(3) 参加の辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、別添(様式4)「参加辞退届」を済生会滋賀県病院5階情報システム課まで提出してください。

5. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

説明会は開催いたしませんので、質問については質問書(様式5)により提出してください。

ア 提出期限

令和5年3月20日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

電子メールにて提出してください。

FAX、電話及び来院による直接の質問には応じません。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和5年3月24日(金)に電子メールにて全参加表明事業者に対し回答します。なお、質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなします。

6. 参加に関する費用負担

必要な費用は参加者の負担とし、済生会滋賀県病院は一切の経費を負担しません。

7. 企画提案書の提出方法

提案書等の提出は、参加申込書の提出を行った者のみ提出することができます。

(1) 提案書の作成

提案書の作成にあたっては、別記「済生会滋賀県病院医療情報システムの調達に係る提案書作成要領」に沿って作成して下さい。

(2) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
企画提案書提出届	様式6	1部
企画提案書	任意様式 A4 電子媒体	30部 1部
見積書及び見積内訳書	様式7 見積内訳書は任意様式	1部

	(システム本体構成システム別の内訳を示すこと、保守内容及び7年間年度毎の内訳を示すこと)	
--	----------------------------------------------	--

注:見積書は候補者選定のためのものであり、契約金額を保証するものではない。

- (3) 提出期限  
令和5年4月7日(金)正午
- (4) 提出方法  
持参により提出してください。  
提出時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- (5) その他
  - ア 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めません。
  - イ 提出書類は、必要に応じて複製する場合があります。
  - ウ 提案に要する経費は、提案元の負担とします。
  - エ 提出書類は全て返却しないものとします。ただし、本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
  - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがあります。
  - カ その他、定めのない事項については、関係法令等を遵守するものとします。

## 8. 審査方法等

### (1) 審査方法

- ア 本プロポーザルによる審査・評価は、済生会滋賀県病院医療情報システム調達に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提出された企画提案書・プレゼン等により行うものとします。
- イ 審査委員会に出席した全委員が、プレゼンテーション終了後に評価基準に基づいて審査を行い、総得点の最も高い者を契約候補者とします。
- ウ 最高得点獲得者が2者以上ある場合(同点の場合)は、審査委員の多数決にて決定します。
- エ また、多数決にて最多得票者が複数となった場合、その中から審査委員長が決定します。

### (2) 評価基準

審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、提案コンセプト、製品コンセプト、範囲充実度、実績、体制、機能性、操作性、安全性、発展性、将来性、価格等を総合的に審査及び評価を行います。

なお、価格の評価は、提示されたシステム本体の見積額と7年間の保守見積額を合計した7年間総費用で評価を行いません。

### (3) プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した者に対し、提案に対する質疑及び補足説明を求めため、令和5年4月下旬にプレゼンテーションを実施します。

ただし、審査委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行います。この場合において参加を表明したすべての者に第一次審査の結果を書面で通知します。

### (4) 結果通知

審査結果については、全参加者に令和5年5月初旬(予定)に書面により通知します。

### (5) その他

審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立て、及び審査結果の開示を理由とした他社提案の閲覧請求は受け付けないものとします。

## 9. 契約方法

(1) 審査結果により、選定事業者と契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結する予定です。なお、選定事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行いません。

契約手続き及び契約書は、社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団済生会経理規程の定めるところによります。また、済生会滋賀県病院は、契約締結後においても受託事業者に本要領における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。

(2) 支部理事会の承認を得るまでは、仮契約とし、支部理事会の承認を得たときに、本契約としての効力を生ずるものとします。

### (3) 支払条件

本稼働後、検収確認終了月の翌月末一括払いとします。

## 10. その他

(1) 本実施要領公示の日から最優秀提案者の選定通知の日までの間、担当部署及び関連部署関係職員に対する営業活動を禁止します。当病院から機能等に関する説明を求められた場合は、説明を求められた範囲内においてはこの限りではありません。

(2) 調達契約額は、提出された費用積算がそのまま採用されるのではなく、契約締結に向けた優先交渉業者との協議により業務仕様書を確定した後決定します。

(3) 契約書は、業務委託契約時に作成します。

(4) 受託者が、提案書等に記載された事項について変更する場合は、事前に書面により当院の承諾を得るものとします。

(5) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に書面により当院の承諾を得るものとします。

(6) 受託者は、本稼働の日までに整備が完了しない恐れがある事項が存在する場合は、事前に書面により当院の承諾を得るものとします。また、全ての整備が完了するまでの間、毎月月末に進捗状況を書面により病院へ報告し了承を得ることとします。進捗の大幅な遅延がある場合は、令和6年4月1日以降に締結する保守委託契約額から減額する場合もあるので留意することとします。

## 11. 問い合わせ先

担当部署：済生会滋賀県病院情報システム課

所在地：〒520-3046

滋賀県栗東市大橋二丁目4-1

連絡先：（電話）077-552-1221

電子メール：infosys@saiseikai-shiga.jp